

平成 25 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 伊 東 秀 一 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 加 藤 潤

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市 民 福 祉 部 長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	財 政 課 長	佐 藤 正 春
税 務 課 長	渋 谷 憲 夫	象 潟 市 民 サービス センター 長	加 藤 文 芳
仁 賀 保 市 民 サービス センター 長	佐 藤 朗	金 浦 市 民 サービス センター 長	齋 藤 良 子
健 康 推 進 課 長 待 遇	鈴 木 啓	雇 用 対 策 監 兼 商 工 課 長	佐 々 木 敏 春
生 活 環 境 課 長	小 松 幸 一	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	佐 藤 リ サ 子
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 庭 信 幸
社 会 教 育 課 長 (次 長 待 遇)	齋 藤 榮 八	ス ポー ツ 振 興 課 長 待 遇	平 野 清 克

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第5号

平成25年9月19日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第74号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第75号 市有財産の無償譲渡について
- 第3 議案第76号 市道路線の認定について
- 第4 議案第77号 平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第78号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第79号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第80号 平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第81号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第82号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第83号 平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第84号 平成24年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第12 議案第85号 平成24年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第13 議案第86号 平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第87号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第15 議案第88号 平成25年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第16 議案第89号 平成25年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議案第90号 平成25年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第91号 平成25年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第92号 平成25年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第93号 平成25年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第21 陳情第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 第22 議提第10号 地方税財源の充実確保を求める意見書
- 第23 議提第11号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書
- 第24 議員派遣の件
- 第25 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号と同じ

午前 10 時 00 分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員数は 19 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は、佐藤代表監査委員の出席をいただいております。

これから、一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	財 政 課 長	佐 藤 正 春
税 務 課 長	洪 谷 憲 夫	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	加 藤 文 芳
仁賀保市民サービスセンター長	佐 藤 朗	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	齋 藤 良 子

健康推進課長待遇	鈴木 啓	雇用対策政監兼商工課長	佐々木 敏 春
生活環境課長	小松 幸 一	子育て長寿支援課長	佐藤 リサ子
建設課長	佐藤 信 夫	農業委員会事務局長	相庭 信 幸
社会教育課長(次長待遇)	齋藤 榮 八	スポーツ振興課長待遇	平野 清 克

.....

午前10時02分 開 議

●一般会計決算特別委員長(伊藤知君) ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番加藤照美総務小委員長。

【総務小委員長(15番加藤照美君)登壇】

●総務小委員長(加藤照美君) おはようございます。それでは、去る9月6日、当小委員会に付託されました議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項であります。審査が全て終わっておりますので、その報告をいたします。

全員の賛成により認定されております。

それでは、総務課関係から審査の内容について報告いたします。

秋田県市町村職員互助会破産債権配当金の掛金との差額はどのくらい生じたのか、また、松島町派遣について今後何年続くのかの質疑がありました。

これについては、配当金の配当率については73.68%であり、個人掛金に対する配当、公費負担に対する配当、ともに全て同じ配当率となっており、全会員に平等に配当されているとの答弁をいただいております。

松島町の派遣については、1名の職員を派遣しているわけですが、これについては地方自治法に基づき派遣であり、来年度も継続を希望しているようですが、来年度以降については未定であるとのことでした。

次に、外部行政評価制度について、事務報告だけでなく評価内容についてももう少し詳しく議会や市民に示すべきでないかについては、外部行政評価の結果についてはホームページ等で公開しておりますが、今後は、積極的に公開するという意味で紙ベースで示してまいりたいとの答弁をいただいております。

次に、企画情報課関係では、めぐりあい事業について効果が上がっていないようだが、新しい取り組みなど考えているのかについては、なかなか行政が段取りをしても集まってもらえないということで、そのような活動を支援する団体を育成したいとの考えであるとの答弁をいただいております。

す。

次に、国際交流の一本化についての質疑が出ております。

これについては、昨年、実行委員会を立ち上げ、各委員からの意見を伺って話し合いを進めてきたとのこと。ただ、各会員の考え方としては、自分がかかわった国に対しての思い入れが強くあり、事業内容の統一化は難しいということで、体育協会のようなぶら下がり団体にしようということになりましたとの答弁をいただいております。

委員からは、合併して、にかほ市国際交流協会となったけれども、中身はばらばらだというイメージが強いので、全体として一本だなどというイメージを出していただきたいとの要望も出ております。

次に、財政課関係についてです。財政課で現在管理している施設で、他の課に所管がえしたほうがいような施設がありますかの質疑については、財政課所管の施設について、現在、象潟庁舎以外の主な施設としては、観光協会が入っている旧消防署象潟分署と旧青年の家などが財政課の管理となっているとのこと。旧青年の家については、文化財などの当面展示する予定のない資料を保管していますが、老朽化が進んでいるので将来的には解体したいと考えているとのこと。観光協会が入っている建物についても老朽化が進んでいますが、後ろのほうにガス水道局の施設もあるため全て解体することはできないので、今後の検討課題であるとの答弁をいただいております。

次に、税務課関係であります。関東圏滞納者についての質疑が出ております。平成19年度から6年間で延べ55件訪問し、旅費で約70万円ほどの支出であります。徴収した金額は合計で約400万円であるとの答弁をいただいております。

収納対策推進本部の会議の開催数や委員数などの質疑については、収納対策推進本部と収納対策推進委員会があり、一緒に会議を開催し、年4回ほど開催しているとのこと。本部については部長級であり、委員会は徴収金を抱えている課の課長が対象であるとの答弁をいただいております。

防災課関係です。防災センター管理委託と防災無線音達業務委託の内容については、防災センターは毎日朝夕の点検、清掃及び施設の利用がある場合は鍵の開け閉め、音達業務委託については、運用後、聞こえづらい地域を対象にアンケート調査を行い、音のレベルを測定し、一定のレベルに達しない地域を対象に増設の有無を検討する委託業務であるとの答弁をいただいております。

聞こえづらいと申告のあった地域は6カ所で、大町、小砂川、七町内、赤石、両善寺、坪貝地域ということでありました。

次に、自治会館の耐震改修についての質疑がありました。

現在、市ではさまざまな自治会館の耐震改修を行って引き渡していますが、ある自治会館については自己資本を使い耐震改修工事を行っており、各自治会同士で不平等が生じているので、要綱の見直しの検討はないのかについては、今定めてある要綱は、自治会へ交付する補助金の額は事業費の3分の2で、上限が300万円であり、それ以外は自治会の負担となっています。現在市で行っている耐震改修工事は、改修後に引き渡ししていることからその自治会の負担はなく、前者と比較すると不平等は生じていることから、今後、要綱の改正を検討したいとの答弁をいただいております。

次に、消防関係についてであります。近年の火災の傾向と対策についての質疑がありました。それから、住宅火災警報器の設置率についてでもあります。

火災の傾向については、平成 24 年度は建物火災が多く、火災警報器がついてからは自分で警報が察知できたり、近所の人々が警報に気づいたケースもあり、火災警報器の効果は大変大きいと認識しているようであります。

火災警報器の設置率については、にかほ市が 77.1%で県内 13 消防本部の中で 6 番目の設置率であるとの報告を受けております。参考までに、全国平均は 79.8%、県内平均は 78.9%の設置率であるということでありました。

今後も 100%の設置率を目標に、自治会等に講話に行った際に警報器のPRとアンケートを取りながら取り組んでいきたいとの答弁をいただいております。

以上で報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。18 番齋藤修市教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（18 番齋藤修市君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤修市君） 改めて、おはようございます。それでは、9 月 6 日に付託されました下記の件について審査が終わっていますので、報告をいたします。

議案第 77 号平成 24 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、市民福祉部、教育委員会関係の審査をいたしました。

賛成多数で認定に至っています。

審査の主な内容を御報告いたします。

最初に、教育委員会関係です。社会教育課関係で、秋田草刈唄全国大会、「日本海に響け！太鼓の祭典」、「クラシック音楽をあなたと」の 3 イベントに対する補助金ですが、組織に対する補助金なのか、経費の何割を補助するのかという質問がございました。

3 事業とも実行委員会を設置しており、実行委員会に対して行事にかかわる運営費を補助していると。詳細な収支予算書の内容を精査して補助金額を算定しておりますと。秋田草刈唄全国大会は補助金が 70 万円を上回る協賛金を実行委員会が集めていると。それから、太鼓の祭典に関しては補助金みの運営だと。それから、「クラシック音楽をあなたと」は、チケットの販売があり、その売上金を審査した補助金額を算定しているという答弁がございました。

象潟公民館関係であります。象潟公民館の平成 24 年度の利用人数は、工事で 4 ヶ月間休館したため利用者が落ちていると。今までも社会教育に参加している人たちだけの利用なのか、それとも今まで関心のなかった人たちが参加しだしてきているのかという質問がございました。

公民館を利用している方々は、主に教室・講座参加者、青少年団体、婦人団体、行政関係の行事等があります。利用拡大のため、いろんな教室やサークルを見学、体験するというのを計画して、興味を持たれた方々に参加してもらうことにしています。ちなみに、ことしは 4 月から 8 月までに

利用回数として3.6%、利用者としては17.8%ふえていますと。改修後に一番変わったことは、図書館の利用者がふえたということであります。これが22%もふえており、本の貸し出しも56%ふえた。子連れのお母さんがふえており、子供さんに絵本を読んであげているようなことが利用者の増員の要因になったのではないかという答弁がございました。

次に、学校教育関係であります。スポーツ振興センター火災共済保険者負担分について、災害共済を給付された人はどのぐらいいたか把握しているかという質問がございました。

小学校が37人で47件、中学校が93人で115件、全体で130人が給付を受けているという答弁がございました。

それから、実習田の借り上げについてですが、支払いがある学校とない学校があるが、支払いをやってない学校は農業体験はやっていないのかという質問がございましたが、農業体験は全ての小学校でやっていますと。一部無料で借用している学校もあるという答弁がございました。

それから、図書館関係でございます。他の図書館との連携はどの程度あるのかという質問がございました。

県立図書館等と相互貸借利用があり、図書館こぴあが303冊、仁賀保分館が296冊、象潟分館が190冊、トータルで789冊を他の図書館から借りて、窓口で利用者に渡しているという答弁がございました。

それから、文化財保護課関係であります。文化財の保護と開発についてですが、獅子ヶ鼻湿原を例にとりますと、保護というと一切手を加えることができないのかどうか、枯れ木や枯れ葉を撤去すればもっとすばらしい景観を体験できるのではないかと考えるが、話を聞きますと獅子ヶ鼻湿原保存管理計画策定委員会の厳しい指導のもとに何も開発ができていないと聞くが、いろいろ協議案件があるようですがどうなったのかという質問がございました。

保存管理計画策定委員会の専門の大学の先生方によると、木が倒れてしまうのも自然の一つだと。これらを見せてもいいのではないのかというのが先生方の意見だったそうです。倒木を除くことについていろいろ意見がありますが、先生方との調整をとりながら進めていきたいという答弁がございました。

それから、教育委員会総務課関係ですが、旧釜ヶ台小学校の光熱水費は何ヵ月分かという質問がございました。

これに対しては、4ヵ月分で基本料金から超過した分について使用料をもらっているということであります。

また、学校グラウンド整備委託で全ての学校が該当したのかと。特に上郷小学校のグラウンドは水はけがよくない状態なので、整備状態はどうなっているかという質問がございました。

平成24年度は7校舎全部実施しました。上郷小学校は土を入れてほしいという要望があり、多少は施工しましたが、抜本的な対策はやはり多額の予算をもって工事請負費で対応しなければならないと思う、そのような答弁がございました。

また、教育用のコンピューターの保守委託料ですが、中学校で127台、XPのバージョンのようですが、保守ができなくなる。大丈夫なのかという質問がございましたが、全てウィンドウズ7に更新しているので問題ないという答弁がございました。

次に、スポーツ振興課関係でございます。象潟の天然芝化工事について、目的は飛砂、要するに砂が飛ぶ対策でしたが、効果と周辺住民の反応はどうでしたかと。また、芝の生育状態はどのようになっていますかという質問に対して、担当者が強風の日にグラウンドに行ってみたところ、象潟中学校のソフトボールのグラウンドは砂が舞っていたが、象潟グラウンドは全く砂が舞っていませんでした。住民の意見はなかったが、効果はあったと判断していると。芝の生育状況については、この芝は夏芝で気温が高いときに成長するため、本来であれば6月ごろに植えればよかったと。しかし、去年は8月から9月の間に植えたため春先の成長が心配されたが、7月に開催されたサッカー大会には十分間に合い、試合会場として使用することができたと、このような答弁がございました。

スポーツ振興くじは、申請をすればおおむね採択されるのかという質問がございました。

全体の補助金の総額や申請する事業によって異なり、必ずしも採択されるとは限らない。当にかほ市においては、平成23年度、象潟体育館の移動式バスケットボールのボール台の設置、それから平成24年度は、象潟グラウンドの天然芝化の事業が採択されたという答弁がございました。

それから、スポーツ少年団の活動については、最近では1年生から入団して高学年の児童にまじって大会にも出場しているようだが、普段の練習で帰りが遅く、土曜日の活動等も多いなど問題も懸念されるが、実情はどうかという質問がございました。

スポーツ振興課がスポーツ少年団の事務局になっているので、指導者協会や本部総会等で話をしています。指導者も講習会を受けてから指導者になっていますので、無理な指導はしていないと思う。活動時間のルールを設け活動してもらっていますが、ときには大会が土曜日にまたがることもありますので、そのときは指導者と保護者との相談をして活動しているようだという答弁がございました。

次に、仁賀保公民館及び仁賀保勤労青少年ホーム関係であります。シルバー人材センターとの契約はどのようになっていますかという質問に対して、子育て長寿支援課が4月1日付で、にかほ市シルバー人材センターと業務提携をしておると。公民館の管理は6,500円、一日プラス5%の単価。このようになっていると答弁がございました。

さらに、公民館耐震化改修工事のアスベストの件について説明を求めますという質問がありました。

耐震補強工事で煙突を除去し、耐震過重を軽減する工事がありましたと。煙突の断熱材にアスベストが含まれている可能性があったために、事前に秋田環境測定センターで分析をしたところアスベストが確認された。工事は労働基準監督署の立ち会いのもとで、アスベストが飛散しないように厳重な方法で工事をしたという答弁がございました。

次に、フェライト子ども科学館関係で、小林工業さんから借りて展示しているメッサーシュミットの返却はどのような経緯で返却になったのかという質問がございました。

この車は、TDKに小林さんがフェライト製品を納入するときに使用していたということのようです。それで、ぜひ科学館に展示したいということでお願いし、快諾を得て展示してきましたと。しかし、小林工業さんにあるものはですね、展示したものを含めて2台所有しているようですが、小林工業さんにあるものが不具合が生じまして、それで返却を依頼されたようです。借りたもの

ですから返却依頼があればお返ししなければならないと、こういうことでお返ししたとの答弁がございました。

次に、市民福祉部関係でございます。市民課関係では、マル福制度について少子化対策につながるよい制度だと考えているが、所得制限をなくした理由と今後の継続についてという質問がありました。

所得制限の撤廃は、合併当時から小学校入学前の子供たちに対して施策として実施をしてきたということです。当時、小学生は対象外でしたが、平成22年度から市の施策として目玉事業として実施しているので、継続はこれからも考えているという答弁がございました。

次に、健康推進課関係。地域医療再来受付業務委託料、どこに支払っているのかという質問がございました。

シルバー人材センターに支払っていると。スマイルには管理人がおり6時半に施設を開けてもらうが、金浦・象潟保健センターには管理人がおりませんので、6時半から職員が勤務する8時半まで、シルバー人材センターにお願いしている管理人が受付業務を担当し、システム等にふぐあいが生じた場合に対応しているという答弁がございました。

それから、妊婦健診では自己負担が発生するかと。それと特定不妊治療費補助金ですが、件数と治療にかかる金額、また補助金で賄えるかどうかという質問がございました。

秋田県の場合、妊婦健診が14回分、妊婦歯科健診が1回分の受診券を母子手帳交付時に発行しているということでございます。健診内容以外については個人負担が生じる場合がありますけれども、基本的には受診券を使用すれば無料になります。

また、妊婦健診補助金ですが、これは里帰り出産で県外の医療機関を受診した場合、補助しています。県で契約している金額を超えた分に関しては自己負担をしていただきたいということでした。

特定不妊治療の助成については、平成24年度は6人で、一人3回助成を受けることができるということです。6人に対し10回補助をしており、県の補助が上限20万円ですので、その額を超えた場合、市は5万円を限度として補助をしているという答弁がございました。

次に、子育て長寿支援課でございます。社会福祉協議会に委託する高齢者等声かけ見守り巡回事業委託料が200万円ですが、回数が3,450回、これを単純計算で割りかえすと1回580円だと。これが妥当な費用かどうかという質問がございました。

ほとんどが人件費となると。ただ、車等も使いますので、これらを加味して200万円で委託をしているという答弁がございました。

それから、地域子育てセンター事業について、金浦に対して仁賀保は延べ人数が2倍になっていると。大分違うが、委託交付金は全く同額です。何か理由がありますかという質問に対しまして、これも主に人件費ですので、利用者があってもなくても、予約制ではありませんし、常に開放してスタッフが待機しているということでございます。仁賀保保育園及び勢至保育園からも委託料についての苦情は来ていないという答弁がございました。

それから、保育料の保護者負担金滞納について、滞納があり、未済額がやがて不納欠損となっていくのではないかと。保育園を出てから何年間は請求するのでしょうか、実情はどうなっているか

という質問がございました。

保護者負担金の滞納については、現在、児童手当が支給されていますので、幾らかでも納めていただけるように児童手当支給窓口でお願いをしていますということです。時効は5年、これは納めなくなってから5年で、保育園を出てから5年ではないということですね。納められなくなってから5年で時効があると。

平成24年度で49件、平成24年度から25年度に繰り越しした分が24件と。また、個人個人にはいろんな事情があると思いますが、滞納者については、税の滞納、ガス水道の滞納もリンクしているということがございます。

次に、生活環境課関係ですが、清掃センター委託料ですが、部品がなくなり壊れて動かなくなるという心配があると何回も聞いていますが、長期的に動かなくなった場合、処理をどこに依頼するのかという質問がございました。

ピットの中には約1週間分ためることができると。その中で小さな故障はやりくりをしていると。今まで全面的にとまったということはありませんが、もとまった場合、由利本荘市や酒田市にお願いすることになると思うという答弁がございました。

最後に、社会福祉関係です。社会福祉協議会の補助金は人件費と説明がありましたが、手話通訳者の昇給が約10万円ありました。これを社協で決めて申請するのかという質問がございました。

手話通訳者については、補助金ではなく市からの委託だと。社協に委託しております。法律では市町村は手話通訳事業を義務づけられていますので、市によっては直接雇用しているところもありますが、平成24年度は臨時職員でしたが平成25年度から正式に社員に昇格し、手当等を引き上げたものであるという答弁がございました。

以上で報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 暑い方は上着を脱いで結構です。

報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14番 竹内 賢委員。

●14番（竹内賢君） 一つだけお伺いします。先ほど報告の中で、象潟グラウンドの管理、管理とどうか天然芝生化に基づいて状態をいろいろ審査されているお話を伺いました。その中でですね、この点についてはどうなるのでしょうか。ああいうふうにして全面芝生化になりましたので、市民に対する開放というか、そういう開放するためにどういう要綱をつくるのか、あるいはいつころからそれを周知をするか、そういうことについて委員会としてはお話し合いをしませんでしたか。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 齋藤小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） 芝の利用等々についての質疑等はありませんでしたけど、芝の生育状態等がこのようになったよということです。要は、砂が飛ぶということに対する対策が一番目的だったために、利用うんぬんというものに対する審議はいたしませんでした。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。8番佐々木正明委員。

●8番（佐々木正明君） 今、教育民生委員長から大変詳しく審査の状況、報告ありましたけれども、平成24年度の一般会計の歳入歳出の決算に対して委員会で反対者がいたようですが、監査委員

の報告では適正に処理されているという報告がございました。予算の執行状況について何か問題でもあって反対者がいたのでしょうか、お伺いします。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 齋藤小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） 具体的な内容についての討議はございませんでした。ただ全体的な、その決算の中にはいろんな項目が入っております。例えば社会教育関係とか後期高齢者関係とか、いろんな意味合いのものが入っていて、個別の項目に関しては反対された方もおりましたので、全体的なその決算書ということで反対の方がおりましたということです。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設小委員長（市川雄次君） では、私のほうから報告をさせていただきます。

一般会計決算特別委員会産業建設小委員会に付託されました、議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について中、産業建設部及び農業委員会に関する事項の内容についてです。

これにつきましては、全員の賛成により認定に決しております。

それでは、各項目についての審査の内容の一部を報告させていただきます。

初めに、農業委員会についてです。この決算に関連しまして、農業委員会の業務内容についての質問がなされております。

質問です。農業委員会としてセイタカアワダチソウがはびこってしまっている状況に対し、隣接する農地に悪影響を与えている状況が見受けられます。遊休農地の所有者に対して農業委員会として指導することはできないのかという質問です。

答弁です。最初に、遊休農地の考え方ですが、セイタカアワダチソウが生えていたとしても、その農地の場合、中には1年置きに田んぼを回したりしている人もいたりしまして、ただ雑草が生えていてもすぐに遊休農地というふうに捉えることはできません。遊休に関しては、3年をめどに判断している状況です。

御質問の指導ということについてですが、これまでは農業委員会は農地法による許可申請を審査することを主な業務としておりました。ですので、これまでは農業委員会としては非常に難しいかとは思いますが、ただ、平成21年度の法律改正の中で農地の集積や農地に関する指導等が新たな農業委員の業務として拡大しておりますので、指導できるようにはなっておりますが、実際には農地を所有している人の考え次第になっておりますので、ここにおいても大変難しいのが現状だと言えます、との答弁です。

農林水産課関係です。質問です。農業関連の補助金は、ほかに比べて格段に大きいわけですが、このことが農家の生活向上や農業生産の増加、あるいは市税に反映ということについてはど

のぐらい貢献しているのか分析等を行っていますかとの質問です。

答弁です。農業生産額の増加については、補助金を活用して米以外の作物、園芸作物の生産拡大を推し進めながら小規模農家の生活安定のために取り組んでおります。市税についてですが、にかほ市の場合は兼業農家がほとんどであり、農業以外の所得が高いため、その部分で農業所得が少なくとも農家による納税額が比較的多くなっております。農家生活への寄与については、若年者の新規就農者をバックアップするために、農地を持たなくても農業に従事できるような取り組みをしていかなければならないというふうに現在考え取り組んでおりますということです。

観光課関係です。これにつきましては、ページ数がありますので193ページ、8款2項3目15節工事請負費、道の駅象潟ねむの丘大規模改修工事についてです。大分年数も経っております。経年劣化も目立ってきているようですが、改修計画等はどうなっておりますかとの質問です。

答弁です。平成10年に建設され、傷みが目立ち始めておりますので、既に平成23年度から4年から5年の期間で事業規模を割り振りしながら、現在改修をしているところですとの答弁です。

同じく8款3項2目13節委託料に関連して質問ですが、ひばり荘の公園施設、観光施設としての利用状況と今後のあり方について、単に土田牧場があるからということではなく、きちんと観光施設としての位置づけをしていかなければならないということで質問させていただきますとの質問です。

答弁ですが、確かに現行は、正直なところ隣接する土田牧場のお客さんが立ち寄るといった状況です。今後については、現在始められている観光への取り組みで仁賀保高原も合わせて取り込んでいこうと考えております。例えば、今回あります10月のモニターツアーでは仁賀保高原でミニコンサートを開く予定です。いずれにしろ、今後の仁賀保高原の利活用についても再検討したいと考えております。

商工課関係です。189ページ、7款1項2目13節委託料、産業振興事業委託料についてです。現在の状況はどうなっているかということです。

答弁です。平成24年にはバングラディッシュを訪問し、平成25年度にそのときの企業——訪問した先の企業を春先に市内に呼ぶ予定でしたが、現在、政権が変わったということもあって世情が変わっておりますので、今は一旦とまっている状態です。しかし、折りを見て、時期を見て再開したいと考えています。また、紙おむつの再生燃料化のための機械についてですが、これの生産に向けて現在話を進めています。そのほかにも、平成25年度中には地元の企業による事業化に向けたテーマを持ち寄っての取り組みを行いたいと考えておりますが、現在のところ、なかなかテーマが出てこないという状況にありますというお話です。

同じ項目になりますが、企業活性化アドバイザーの活動実績についての質問です。

答弁ですが、アドバイザーについては月に10日出勤してもらい、市役所職員とともに企業訪問を行ってもらっております。内容としましては、現在、経済産業省が行っている専門家派遣制度、これは中小企業に対して中小企業診断士などの資格を持つ人を1社に対して3回まで無料で派遣する事業ですが、これを活用するためのアドバイスなどをしてもらっています。これらのアドバイザーによる活動により、現在市内の六つの企業が、これまで何回も申請しながら国の補助金を

もらえずにいたものですが、現在、国の中小企業に対する補助金をこれら6社が獲得したという実績を積んでおりますというお話でした。

建設課関係です。202 ページ、8 款 2 項 2 目 7 節に関連してですが、道路ののり面などについて道路の草刈り等はどうなっているのか、市民から草刈りが少ないのではないかという意見があるが、どうなっていますかとの質問です。

答弁です。確かに市民からの要望もありますが、住宅の近接地についても、よほどひどくない限りは原則、道路草刈りについては年2回を基本としておりますと。実施している箇所については、幹線道路沿いを主に実施し、それ以外については自治会にお願いしたりしておりますと。除草剤をまくというのはどうかというお話もありましたが、これについても今後、ガードレールの下などの草刈りの機械が入りにくい場所について使用していきたいと考えておりますとの答弁です。

あわせて質問ですが、地域要望について、平成24年度は多数の地域要望を実施したというふうに報告を受けておりますが、町内会からは遠いような例えば北部工業団地等については、例えばさきの議会報告会でも、それに出席していただいた市民の方々から、線路からのS字が狭隘で大型車の交差ができないとか、道路の排水もひどくて水たまりができるなどしているといった意見が出されていきました。これらについて、町内会からちょっと遠いようなところについてはどのような注意が払われ、手立てが施されているのでしょうかという質問です。

答弁ですが、工業団地内の事業所からも意見を聞きながら少しずつ対応していますが、いずれも短期的に一気に解決するのは非常に難しいというのが現状だという答弁をいただいております。

最後に、管理課関係についてですが、13 款 1 項 7 目 1 節公営住宅使用料現年度分についてですが。質問です。収入未済額が8万1,700円と記載されておりますが、実際は6月の時点で全員から完納していただいておりますと。よって100%の納入率となっておりますとの説明がありましたが、これはどのような原因、要因でこのように100%の納入になったのですかという質問です。

答弁ですが、その理由は、担当職員がこまめに、かつ丁寧に支払いがとれている人たちに連絡をとりながら納入のお願いをするなどして、未納を放っておかなかった。このことが今回の実績に跳ね返ったものと考えておりますというような答弁をいただいております。

なお、この質問に関連して、事業報告書から平成24年度中の募集に対しての応募者の数が極めて少ないということについて、その原因を問う質問もなされております。

答弁ですが、このことについて、確かに立石団地については老朽化が進み、昨年度は応募が1件もなかったということで人気がないと判断しております。仮に入居者を確保するために設備等の改修を行えばどうでしょうかという考え方もありますが、これをすれば確実に賃料に跳ね返ります。で、家賃を上げざるを得なくなります。しかし、平成22年度に行った住生活基本計画策定時のアンケートからもわかるように、家賃が安いということで公営住宅を利用していただいている方が大半であり、入居者をふやすために改修を行うということであれば、現在の入居者に新たな負担をかけてしまうことも心配されます。よって、今はどうすればよいのかということについて検討をしている最中ですとの答弁でございます。

以上です。

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 他に討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第77号に対する討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） 起立多数です。したがって、議案第77号平成24年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会いたします。

午前10時54分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市

.....

欠席委員（0名）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	伊 東 秀 一	班長兼副主幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	加 藤 潤		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 均
市民福祉部長	齋 藤 洋	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	伊 東 善 輝	会 計 管 理 者	須 田 一 治
総務部総務課長	齋 藤 隆	財 政 課 長	佐 藤 正 春
税 務 課 長	洪 谷 憲 夫	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	加 藤 文 芳
仁賀保市民サービスセンター長	佐 藤 朗	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	齋 藤 良 子

健康推進課長待遇	鈴木 啓	雇用対策政監兼商工課長	佐々木 敏 春
生活環境課長	小松 幸 一	子育て長寿支援課長	佐藤 リサ子
建設課長	佐藤 信 夫	農業委員会事務局長	相庭 信 幸
社会教育課長(次長待遇)	齋藤 榮 八	スポーツ振興課長待遇	平野 清 克

.....

午前 11 時 04 分 開 議

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） これから一般会計予算特別委員会を開会します。

ただいま出席している委員は 18 名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15 番加藤照美総務小委員長。

【総務小委員長（15 番加藤照美君）登壇】

●総務小委員長（加藤照美君） それでは、去る 9 月 6 日、当総務小委員会に付託されました議案第 86 号平成 25 年にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項であります。

全員の賛成で可決しております。

審査の内容について御報告いたします。

総務課関係では、都市対抗野球応援ツアーの募集人数の設定についての質疑が出ています。

答弁では、応援ツアーの募集人数や運行形態等は、TDK、JR と綿密な打ち合わせをした上で決定しており、今回も定員に満たなかったわけですが、市としては今後もできるだけ応援体制を支援していきたいと考えており、来年度の募集人数についても、これまで同様に TDK 等と打ち合わせをしながら対応していきたいとの答弁をいただいております。

次に、企画課関係です。元気づくり応援事業の使い道と周知の方法についての質疑がありました。

答弁では、小集団を対象に交付したいとのことでした。内容としては、若い世代への活動支援、少子化対策、婚活事業、イベント活動の開催、地域おこし交流事業の開催、生きがいをづくり、それから地域の助け合い活動、地域の発信活動、各種ボランティア活動、文化伝承活動、青少年育成事業など、文化、教育、環境保全、郷土などのあらゆるものを対象にしていきたいとのことでした。交付額は 20 万円以内で、審査会で審査して決定したいとの答弁でした。周知については、広報による公募を主体と考えていますが、いろいろな会合の場においても周知をしていきたいとの答弁をいただいております。

次に、財政課関係です。JR 車庫の解体工事についての質疑がありました。

この車庫については、旧象潟町で建築した部分であり、市のバスが 2 台入っている車庫部分を解

体するための費用であるとの答弁をいただいております。

次に、消防関係では、防火水槽については今後全ての防火水槽がこのような形のものになっていくのかの問いには、耐震性にすぐれているので今後はこのような防火水槽になっていくとの答弁をいただいております。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。18番齋藤修市教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（18番齋藤修市君）登壇】

●教育民生小委員長（齋藤修市君） それでは、教育民生関係の一般会計予算について報告をいたします。

議案第86号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、市民福祉部、教育委員会関係に関する事項でございます。

全員の賛成で可決に至っております。

審査の主な内容を報告いたします。

最初に、教育委員会関係のフェライト子ども科学館についてであります。工事の進捗状況はどのようになっているかと、また、火災の原因がわかりましたかという質問がございました。

8月末で進捗状況は16.8%です。今後は大規模な工事に入りますので、進捗率は上がってくるだろうという答弁がございました。

さらに、火災の原因については、消防や警察に随時確認をしていますが、現在のところ原因不明ということだそうですと、このような答弁がございました。

それから、火災による臨時休館で臨時職員もほかに仕事がなかったのか。現在、休んだりしているわけですが、それに対してはですね、女性スタッフが8名、管理人が1名、研究員が1名、合計10名おるようですが、10名といろいろと相談をして、教育委員会や民間の測量会社に勤めさせていただいていると。12月の下旬まで勤務の予定でいる方もいます。ただ、開館が12月の予定ですので、12月になったら全員再雇用したいというふうに思っているという答弁がございました。

次に、市民福祉部関係ですが、子育て長寿支援課で介護職員初任者研修の貸付金についてですが、受講料が前払いできるのは、これはどのくらいかと。また、高校生が限定なのか、それとも一般の人も受講を認めるのかと。さらに、介護職員の離職率が高いという話を聞いているけれども、原因は何かという質問がございました。

介護職員初任者研修は、高校生限定でなく、現在無資格で就業をしている方、この人たちが資格を目指しているのであれば受講が可能であるということです。受講料が一番高いところで15万8,000円程度かかるということです。ただ、学生割引がございまして、学生の方ですと15万円8,000

円からの割引があるということです。まずは資格をとって就業していただくということが大きな目的だと。

離職率については、自分の思っていた職場と違うということで離職する人が多いようです。受講することによって介護がどのようなものかと、これをわかった上で就職できれば、離職者も少なくなるのではないだろうかという意味合いで、できるだけその資格をとってほしいということでした。

介護実習等は、備品の整備等が必要なので、スペースが広く、また学校に近いということで浩寿苑がよいと考えており、実績のある県内の業者がここを使って講座を開くということです。ですから浩寿苑でやるということではございませんという答弁がございました。

それから、福祉課関係でございます。民生委員の改選が今あります。改めて推薦する場合の方法について、地元の意見が重視なのか、行政担当の総意かという質問がございました。

退任する方の地域の自治会長に相談して推薦依頼をしておりますと。本人の承諾のもと、市の推薦委員会にかけ、その結果がよければ——よい場合に県に報告し、県でも推薦委員会を開き、それを国に進達するという手順になっているという答弁がございました。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14 番竹内 賢委員。

●14 番（竹内賢君） 二つお聞きしたいと思います。

一つは、シルバー人材センター補助金 50 万円について、どういう審査がされたのかが一つ。

もう一つは、今の介護保険事業の初任者研修の支援事業について、今のお話ですと浩寿苑が事業を行うんじゃなくて、その場所で別の会社が行うというお話でした。そうすると、そうなった場合に、その別の会社が事業をやるわけですから、浩寿苑に対してはいわゆるその場所の使用料とかそういうものが支払われる内容になっているんですか。そういうことについて伺います。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） 最後の質問からちょっとお答えします。

無償譲渡した介護施設、浩寿苑と、それから蕉風苑、二つありましたけれども、いろいろ備品を並べていくという備品のスペース等々が相当大きく必要だということで、まずそういう面から見て浩寿苑のほうがいいということです。それから、高校生の入学というか講習ということもあって、高校に近いほうがいいと。そういう理由から浩寿苑がいいのではないかということの答弁がありました。

それで、浩寿苑に対しては無償譲渡しているわけですから、使用料という形のなのかどうか、その辺の審議はしませんでしたけれども、全て市が専門の業者に委託をして専門の業者がやるという答弁がございました。ですから、浩寿苑がどうのこうのと、何かをやるという意味ではないと。委託をするということの答弁でしたので、無償譲渡した施設の使用料等々に関しては、審議していませんでした。

それから、シルバー人材センターの 50 万円に関しては、これはですね……暫時休憩願います。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 再開します。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） お答えします。

この件に関していろいろ審議をいたしました。理由はですね、シルバー人材センターの、端的に言えば仕事量が非常に減ったと。これは、この理由として、TDKの事業再編等々で、今までシルバー人材センターに依頼していた管理の仕事の内容を、幾分市のほうでは臨時雇用で使ったということで、現実問題として社会福祉協議会の、シルバー人材センターの仕事が減ったということです。シルバー人材センターは管理費等で運営しているために、その運営の状態が余りよくなく、それで、今こういう社会情勢なので、景気が復帰すれば立ち直ってくるだろうということで、一時的な補助ということです。永久にどうのこうのということじゃなくて、一時的な補助として今回限り50万円の補助をするという答弁がございました。以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 14番竹内 賢委員。

●14番（竹内賢君） そうすると、今のシルバー人材センターの状況というか、例えばどのくらいの人がおって、そういう全体の事業費というか、あるいは65歳までというふうにして聞いているんですけども、そういう人方が、仕事がなくということなのか、あるいは一時的に年金を受給できる、満額できるまでの間のつなぎだとか、あるいは市のそういう公共的な仕事のほかに受託している仕事が、ほかにいろんな形であるのかどうか、そういうふうに広がっていくような事業になっているのか、その辺については審議されましたか。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 教育民生小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） シルバー人材センターには市が委託という形でしている事業があるわけですけども、要は何人いてどうのこうのじゃなくて、事業運営が非常に今問題だと。仕事の量が少なくなって。こういう状態の中で、全体で何人いてどれだけの事業をやって、どれだけの売り上げどうのこうのという細かいところまでは審議しませんでしたけども、要はその中の仕事を一部市が臨時雇用のために——臨時雇用に回したということで全体的に仕事の量が少なくなると、このための補助と——一時的な補助と、こういう答弁がございました。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 再開します。

小委員長。

●教育民生小委員長（齋藤修市君） それとですね、国から適正な就業等というのものが、これによって業務内容が制約されてきたというのも一つの要因であるということのようです。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。10番市川雄次産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（10番市川雄次君）登壇】

●産業建設小委員長（市川雄次君） それでは、一般会計予算特別委員会産業建設小委員会に付託されました議案第86号平成25年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての中の産業建設部及び農業委員会に関する事項の内容について報告いたします。

賛成多数により可決しております。

ただ、本議案につきましては最後に附帯意見を添付しておりますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、まずは各議案の主な審査の内容の一部を報告します。

初めに、農林水産課関係についてです。6款1項2目15節工事請負費、農業関連施設耐震改修工事についてです。

質問です。関や大砂川の生活改善センターは、耐震改修工事後、それぞれの集落会館として無償譲渡されるのに対し、上郷生活改善センターは、小滝に既に自治会館があって、このセンターが今後も上郷地区の集会施設として利用されていくということになれば、行政改革大綱で、できるだけ地域に類似した重複施設、公共施設については民間譲渡していくということ、このことに対して果たして、耐震工事をして存続させることの整合性はあるのかというような質問。この質問がなされています。

これに対しては、答弁ですけれども、上郷生活改善センターは、平成22年の利用件数133件で利用人数が2,532人と。平成23年は利用件数が130件で利用人数が2,469人。平成24年は利用件数が106件で利用人数1,767人と、それなりに利用件数がありながら譲渡先がないという状況になったとすれば、当然のことながら市が責任を持って整備していかなければならないというふうに考えておりますと。

ただ、また行政改革大綱との整合性についてですけれども、現在廃止するもの、あるいは残すものの選別作業をしている最中だと。その中で上郷生活改善センターについては、現在作業の途中ではありますけれども耐震工事をして残していくということで庁内のコンセンサスを得ておりますので、今回の予算計上となったという説明がなされております。

附帯意見につきましては、この内容について後ほど報告させていただきます。

二つ目です。観光課についてです。7款2項2目13節委託料、観光拠点センター（仮称）整備工事設計委託料についてです。県の未来づくり協働プロジェクトを利用してとの説明を受けています

が、このプロジェクトはどのようなものなのですか。また、これまで市の観光検討委員会の答申を受け、提言を受け、道の駅周辺に観光物産センター——仮称ですけれども、を建設するとずっと説明を受けてまいりましたけれども、今回の補正予算では観光拠点センターというものの整備を進めるというための工事設計を委託するとしております。それは県のこのプロジェクトに市が応募するための基本設計が必要ということの説明でしたけれども、十分な説明がなされないまま、これまでの内容を大きく変更しようとするということについてどのように考えているのかという質問がなされております。

答弁です。平成 23 年度に観光物産センター整備基本構想策定委員会により出された提言に基づき、平成 24 年度は検討を続けてまいりました。平成 25 年度になって観光事業が大きく変わったというのがまずあります。それはまず一つ、観光庁の事業に立候補し採択されたこと。もう一つは、県のほうで出してきました、この未来づくり協働プロジェクトもあります。この二つに同時に合わせて取り組んでいくということが平成 25 年度の特徴ですと。

では、この県の未来づくり協働プロジェクトに向けた話し合いはいつから始まったのかということですが、これは平成 24 年からです。ただ、初めのうちは由利本荘市とお互いにどういうコンセプトで、どういうメニューでやっていこうというのが定まっておらず、例えば共同申請をするのか、あるいは別々に申請をするのかということについても、由利地域振興局や由利本荘市と話し合いを続けてきました。最終的には別々に申請することになりまして、平成 25 年の 7 月に鳥海山を核とした滞在型観光拠点づくりをしていくということで決まって、そこら辺を踏まえながら今回のプロジェクトに由利本荘市とともに別々でありますけれども申請することになりました。市としては、この計画の部分で観光庁の事業を使いながら、補助金の部分では県の未来づくり協働プロジェクトを活用して進んでいきたいと。そうすることが効果的と考えましたので、急なことかとは思いましたが、先ほども述べましたように由利本荘市との話もまとまったこともあって、より具体的な部分をつくり上げていくために今般の補正予算の計上となりましたというお話でした。

同じく質問なんですが、この委託料についてですけれども、477 万 8,000 円という金額ですが、この積算根拠があると思われませんが、どうですかという質問です。

答弁ですが、あくまでもこの設計は未来づくり協働プロジェクトにプレゼンするための提案資料として作成する基本設計であります。したがって、建物金額や面積、具体的な構造を示した実施設計ではありません。ですので積算根拠というものについては、そのようなものを積算したものではありませんとの答弁でございます。

同じく、この委託料についての 3 番目の質問ですが、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて取り組んできたとするならば、やはり観光拠点センターについては実施計画にのせるべきであったと思うのですが、いかがでしょうかとの質問です。

答弁です。確かに未来づくり協働プロジェクトをやれないかということで平成 24 年度から動いていたわけですが、概算でも規模と予算を算出しておけば実施計画にものせられたのかもしれませんが、当初の段階ではまだどういうものをどのぐらいということはまだ決めていなかった

こともあります。このようにまとめきれていなかったものが、平成 25 年の初めに観光アドバイザー等のアドバイスを得て、およそのコンセプトがまとまってきたことでようやく提案できるものになったからですとの答弁がなされております。

このことについても、後ほどの附帯意見を述べさせていただきたいと思っております。

続きまして、7 款 3 項 2 目 15 節工事請負費、くりりんハウス解体工事についてです。解体という

ことで予算があげられていますが、解体しないための取り組みはしたのでしょうかという質問です。答弁ですが、平成 21 年まではコーヒー屋に貸し付けておりました。平成 22 年からの 3 年半で、暴風被害も受け、手をつけられない状況になりました。二、三年前には、秋田市の人から借りたいという話もありました。しかしながら、これに貸し出すにしても修復に 1,000 万円かかるとの見積もりも出されたために、費用対効果から折り合いがつかず、貸し出すことができませんでした。今後も同様であり、維持費等を節減するためにも今回の解体という決断に至りましたとの説明を受けております。

続きまして、商工課関係です。7 款 1 項 2 目 19 節負担金、商工会共通商品券補助金についてです。商工会からの要望は 500 万円のようにでしたが、300 万円とした理由は何ですかとの質問です。

答弁です。当初予算で 300 万円を計上していましたが、7 月の発行で商品券が 1 週間で完売したということで、商工会のほうからさらなる助成ができませんかということがありました。それのもとに今回の追加補正となりました。共通商品券の補助金については、補助金交付要綱があって限度額を 300 万円と定めています。ただ、不測の事態があればという項目もありますが、現在は不測の事態ではなく、商工会から 7 月分が好調であったことからの、まだ需要の伸びがあるのではないかという要望に対するものでしたので、財政課との相談の上、年末及び年度末の購買が高まる時期に合わせて商品券を発行していければということで、全てを鑑みたところで 300 万円という額にさせていただきましたとの答弁です。

建設課関係についてです。8 款 2 項 5 目 13 節委託料、道路除雪委託料に関連して、除雪車が入らないような道路の狭い集落に対して、集落が自分たちでハンドガイドの除雪機を購入するといったときに助成をするとか、市がハンドガイドの除雪機をリースして借り受けて、それを集落等に希望があれば貸し出すという方法は検討できませんかとの質問がありました。

答弁ですが、検討できるところは検討してみたいとは思いますが、リース機械を集落に貸し出すとなると、集落が多数あります。しかも必要なときというのは重なることも考えられますので、今おっしゃられるようなことはちょっと難しいのかなというふうに思われます。ただ、これまでは現在市で大竹などの除雪機械が入らない地域は、その地域の人のトラクターを借り上げる形で除雪を委託してもらってやっておりますので、その方法も今後とも引き続き継続していきたいとの答弁をいただいております。

なお、この議案に対しましては反対意見が出されていますので、その内容を報告させていただきます。

先ほどの 7 款 3 項 2 目 15 節工事請負費、くりりんハウス解体工事についてです。内容ですが、約 6,000 万円で作られた建物の解体工事ということで、現場踏査をいたしました。そのときに、建

物内にガラス等が散乱し、あたかも解体やむなしの印象を与えるために放置していたかのようでした。約6,000万円もかけた建物の管理状況はどうであったのかということ、このときにはかり知ることができました。管理のずさんさと安易な財産処分に注意を喚起するために、あえて反対をさせていただきますとの反対討論です。以上です。

すいません。附帯意見を朗読させていただきます。

議案第86号平成25年度にかほ市一般会計予算（第5号）についての附帯意見です。

議案第86号平成25年度にかほ市一般会計予算（第5号）中、産業建設小委員会に付託された産業建設部及び農業委員会に関する事項は賛成多数で可決しております。

しかしながら、6款1項2目15節工事請負費、農業関連施設耐震改修工事3,830万円と、7款2項2目13節委託料、観光拠点センター（仮称）整備工事設計委託料477万8,000円の2件により、本議案に対し注意を促すべきとの意思が委員全員によりまとまりましたので、この文書を附帯意見として添付させていただきます。

一つ目、農業関連施設耐震改修工事3,830万円についてです。

上郷地区小滝集落内に昭和48年に建設された上郷生活改善センター——内容につきましては別紙を参照してください——は、集会施設としての機能及び災害時の避難所としての機能が期待されるものであります。しかしながら、現在は十分な耐震性を確保していないことから、耐震改修工事をしなければならないとすることは理解できます。

他方で、今回の計画で同じく耐震改修工事が予定されている関及び大砂川の生活改善センターは、各自治会へ無償譲渡されますが、上郷生活改善センターについては今後も市が管理していくとしています。その理由は、小滝集落内には既に自治会館が存在し、同施設を引き受ける必要がないからです。

市は行政改革大綱に基づいて、公共施設の民間譲渡を進めています。今回、庁内でこの施設は残すべきものと判断したとしていますが、その改修の必要性、改修後の利用見込み、改修後の利用目的等に関する説明が十分ではありません。

上郷生活改善センターは真に残すべき施設であるのか、そうだとするならば、その理由を明確しながら、行政改革にうたわれている民間譲渡を再検討し、その上で予算執行がなされるべきであるというのが本件に対する委員会の意思でございます。

二つ目です。観光拠点センター（仮称）整備工事設計委託料477万8,000円についてです。

新たな観光拠点を整備し、にかほ・本荘由利地域の観光情報を発信しながら、市の観光を発展させていこうという取り組みについては十分に理解できます。

しかしながら、これまで議会に対しては、観光物産センターを道の駅周辺に整備したいとの説明をしてきましたが、今回突然に観光拠点センターの整備のための設計を委託するという内容に変わりました。

私ども委員会としては、議会に対して十分な説明もされないまま、特に、平成24年12月の定例会での一般質問に対し、「議会に計画案を示して理解を得ながら進めていく」と市長が答弁していたにもかかわらず、今回のような十分な説明もないままの予算が提案されたことに不信感を抱いてい

ます。

そこで、委員会は、もっと具体的な説明を議会に対して行うことを求めるべきとの意見に達し、この意見を附帯するものです。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。14 番竹内 賢委員。

●14 番（竹内賢君） 二つお聞きしたいと思います。一つの観光拠点センターについて二つお聞きします。

一つは、全体像ということで、そのあれですか、例えば予算も含めて事業費含めて、どういうものが頭の中に入ってくるのか。委員会としてはどういう話がされたのかと。

もう一つは、ジオパークという問題——ジオパーク活動については、この観光文化スポーツという一つの大きい事業の中で位置づけというものがあつたのかどうか、そういうことが審議されたのか伺います。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 小委員長。

●産業建設小委員長（市川雄次君） 一つ目の質問ですけれども、ありませんでした。説明そのものがありませんでした。

今回についても、あくまでもプレゼンのための基本設計でありますので、大枠のそういう細かいところについては一切今のところ計画がないというのが、その答弁です。

ジオパーク活動については一切検討しておりません——私どもの委員会の中で話し合いはしておりません。

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）についての討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 討論なしと認めます。これで議案第 86 号に対する討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第 86 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 起立全員です。したがって、議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 11 時 42 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 11 時 43 分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
昼食のため、午後 1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 43 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 74 号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 20、議案第 93 号平成 25 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてまでの議案 20 件、日程第 21、陳情第 7 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についての陳情 1 件、計 21 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15 番加藤照美総務常任委員長。

【総務常任委員長（15 番加藤照美君）登壇】

- 総務常任委員長（加藤照美君） 9 月 6 日、当総務常任委員会に付託されました議案第 74 号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成により可決しております。

これにつきましては、火災予防条例の条文は変わりませんが、条文の中の建築基準法施行令の改正により条文が変わっただけですので、委員会では特段質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

- 議長（佐藤文昭君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。18 番齋藤修市教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（18 番齋藤修市君）登壇】

- 教育民生常任委員長（齋藤修市君） それでは、教育民生常任委員会に付託された下記議案について審査が終わりましたので、報告をいたします。

議案第 78 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、それから、議案第 79 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、この 2 件については、全員の賛成で認定されております。

次に、議案第 80 号平成 24 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成多数で認定に至っております。

議案第 81 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成で認定に至っております。

次に、議案第 87 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）について、議案第 88 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）について、議案第 89 号平成 25 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、いずれも全員の賛成で可決に至っております。

なお、陳情第 6 号に関しては、原案を確認するというだけで採決等々には至っておりません。

審査の主な内容を報告いたします。

議案第 78 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてであります。

実質収支について、前年度繰越金を差し引くと単年度では赤字になると。他町村との比較はどうかという質問がありました。

答弁として、他の市町村と比較するのは、税率を毎年見直している自治体もあり、これは比較するのは難しいと。にかほ市では、平成 20 年度から平成 25 年度まで 6 年間、税率を変えていません。平成 21 年度は単独黒字決算でしたが、平成 22 年、平成 23 年、平成 24 年度は赤字決算で、繰越金から充填して事業を進めてきているということです。平成 24 年度については、保険給付費の増額が影響していると考えますという答弁でございました。

それから、議案第 88 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）についてであります。

平成 24 年度にドアを修繕していると。また、補正で予算が同じ箇所を修繕するというのはどういうことかという質問がございました。

小出診療所ですが、冬期間は非常に寒くて凍結しやすい。凍結により自動ドアのレールが破損したということであります。小出診療所は凍結しやすい場所にあるため、冬になる前にヒーターつきレールに交換するという計画ですと。休診日の翌日でも氷がとけてドアがスムーズに開閉できるよう、手動式スイッチでヒーターを取り込めるように改修するものだという答弁がございました。

それから、陳情第 6 号に関しては、これは法的臓器生体移植うんぬんということですが、先ほど申しましたように陳情書の内容を確認するというだけで、結論等々には至りませんでした。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10 番市川雄次産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（10 番市川雄次君）登壇】

●産業建設常任委員長（市川雄次君） それでは、産業建設常任委員会の審査の報告をさせていただきます。

まず初めに、当委員会に付託されました議案の顛末についてですが、議案第 75 号市有財産の無償譲渡について及び議案第 76 号市道路線の認定についての 2 件については、いずれも全員の賛成により可決しております。

続く、議案第 82 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 83 号平成 24 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 84 号平成 24 年度にかほ市ガス事業会計決算認定について、議案第 85 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計決算認定についての 4 議案については、いずれも全員の賛成により認定しております。

議案第 90 号平成 25 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 91 号平成 25 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 92 号平成 25 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 93 号平成 25 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についての 4 議案についても、全員の賛成により可決しております。

また、陳情第 7 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、全員の反対により不採択となっております。

それでは、議案の主な審査内容を報告させていただきます。

初めに、議案第 75 号市有財産の無償譲渡についてですが、この土地は以前、飛自治会から昭和 52 年の公園の開設時に土地を借用する形で始められていましたが、平成 11 年に飛自治会から土地の寄附を受け、市有地として所有しておりました。しかしながら、ことし 6 月に都市公園としての機能を廃止したことで、同自治会から公園としての機能がなくなったのでこの同地を自治会に返却してもらいたいということで求められましたので、今回無償譲渡するものとあります。

そこでの質問なんですが、返さないという選択肢はなかったのかという単純な質問ですが、これに対する答弁です。これまでも管理そのものは飛自治会にお願いしておりましたと。そもそも公園として使うならということで寄附された土地であり、公園としての機能をなくした時点で返却を求められたとすれば返すのが正当であるとの判断により、今回無償譲渡することにしましたと。

引き続きの質問ですが、無償譲渡後の用途についてはどうなっているのかという質問です。

これに対して自治会のほうからは、まだ決まったという話はないようですが、一部には災害対策として松の植栽を行うなどをしたいという話は伺っているとのことでした。

続いて、議案第 82 号です。平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入のうち、受益者負担のうちなんですが、滞納繰越分、不納欠損 601 万 8,133 円が大きく計上されていますが、このことについて詳細な説明が求められました。

これに対して、答弁ですけれども、平成 24 年度に不納欠損は 2 回行われています。1 回目は生活保護等による不納欠損で 29 名 150 万円ほど、最高で 11 万円、最低で 1 万 1,000 円の不納欠損です。これ 1 人当たりですね。平均で 5 万 1,900 円の 1 人当たりの金額になると。2 回目は時効による不納欠損で、79 名 450 万円。最高最低は先ほどと同じで、1 人当たりの平均額は 5 万 7,100 円だという

ことです。これについては、負担金の時効というのが5年ということで、平成12年から平成19年にかけての滞納者であったことから、今回は5年を優に過ぎているというので時効が成立したために不納欠損としましたというふうに答弁がありました。

これに対する再質問なんですが、督促や時効を中断させるための措置等はどうなっていたのかという質問です。

これに対する答弁です。督促はしておりませんでした。かわりに催告状を未納書に通知していました。しかし、この催告では時効停止の効力を持たないということを知らずに、今回専門家に確認したところ、時効の中断等が成立していませんと、もう既に時効が成立してしまっている状態なので不納欠損することしかできませんというふうな指摘を受け、今回の不納欠損となりました。

今後の滞納についてどうするつもりですか、どうなっていますかという追加の質問です。

これに対しては、合併前からの職員の認識不足ということで、これについては反省しなければなりません。現在は法律の専門家の方とも相談して、時効を停止することの手続を具体化しています。今までも滞納者に訪問を繰り返し、何とか少しずつでもいいから払ってくださいとお願いしてまいりました。今後の実際の措置についてですが、これについては、滞納者に対して誓約書を書いてもらい、分割で払ってもらえるようお願いしていくことで時効を中断させるということができるといってお話を伺っておりますので、このような方法で時効の停止を繰り返すよう措置をとっていくという方向でありますという説明を受けております。

続いて、議案第83号平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

2款1項1目13節委託料、処理施設機能保全構想策定委託料1,743万円に関連して質問ですが、以前にもお伺いしておりましたが、改めて今後の農集排処理場の統合などについてお知らせくださいと。

答弁ですが、公共下水道も含めて今後の処理場のあり方の方向性を決めていくための構想策定です。県の下水道課からも、処理場の統合を進めるように言われております。その理由は、人口減少が見込まれる中で施設が点在すると、経費だけがかさむので効率化の観点からも統合できる場所は統合すべきとの考え方によります。本構想の策定はそのためのもので、構想そのものは平成24年度及び平成25年度で完成する予定です。

議案第84号平成24年度にかほ市ガス事業会計決算認定についてです。

質問です。平成24年度では、ガス事業会計決算がこの合併後初めて404万円ほどの単年度収支の黒字を出すことができたとのことですが、その要因について再度の説明を求められております。それと同時に、今後のガス事業の増加が見込まれるのかとの質問がなされています。

答弁です。黒字の要因の第1は、小口需要家——一般家庭になりますが、ガス料金14.03%の値上げと、大口需要家への単価当たり8円の値上げによるものです。もう一つは、平成23年度までであった熱量変更に伴う需要開発費が平成24年度からなくなったことによります。今後の見通しについては、人口が減少する中で小口需要家が増大するとは思われません。既に頭打ちの状態であります。また、他方の大口需要家にしても、見込んでいた大手企業が工場再編で工場数を減らしている状況

にあり、こちらも今後の伸びが見込まれませんとの見解でした。ただ、ガス水道局としては、ただ黙っているわけにはいきませんので、今後も大口需要家として市の公共施設を取り組みしたいということをお述べております。

これに対して、委員会では次のような意見が集約されています。

ガス局が会計上 10 億円に上る累積赤字を解消しようと市民に積極的に販売を促進しております。その中で、市当局がガス事業に消極的であるということについてですが、仮に約 4 割の都市ガスを利用しない世帯がいる中で都市ガス事業の赤字解消に市費を投入することに躊躇しているよということがあるとするならば、これは違うと言えます。これはあくまでも一般会計での繰り出しではなく、単なるエネルギーの購入先を選択するだけであって、電力会社から電気を購入するのと同じ理屈になります。また、地球温暖化対策としてCO₂排出量や単価の問題からガスを購入していないとすれば、市がガス事業を継続することの正当性すら脅かしかねませんし、さらには東日本大震災の際にエネルギーとしての電気が寸断されたときにガスが供給されていたことを鑑みて、確かなインフラとしてのガスの有益性は極めて高いということとの整合性が図られません。ガス事業の負債は市民の負担であり、これを市当局が積極的に解消するための取り組みが当然進められるべきであって、市が都市ガスを積極的に利用することは当然のことといえます。

以上の点から、委員会としては市当局に積極的なガス利用に向けた取り組みを行うよう意見を申し添えるべきであるとの見解に至りましたので、ここに報告させていただきます。

議案第 85 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計決算認定についてです。

質問です。石綿セメント管の国庫補助が平成 23 年度で終了していますが、まだ埋設残が 1 万 9,089 メートルあります。補助がなくなる前に早く進めることができなかつたのかとの質問です。

答弁です。確かに国庫補助がなくなり、それ以外の補助制度を見ても石綿セメント管の入れかえ工事を有利に行えるような補助は見当たりません。したがって、今後は公共下水道工事に合わせて、できるだけ経費を節減した工事を行っていきたくと考えています。

また、なぜもっと早くできなかったのかですが、その大きな理由は、これまでの水道事業においては金浦地域の水源確保を最優先として原水導管網整備を進めてきたことによります。優先順位の問題で後回しになったというふうに理解していただきたいという答弁をなされております。

なお、議案第 90 号から第 93 号までは職員の給与等の人件費に係るものですので、報告を省略させていただきます。

最後に、陳情第 7 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について。

この議案については、二つの反対討論が出ていますので報告します。

一つ目です。税制度については、総合的に専門的に検討している税制調査会に任せるべきであって、税制の細かい部分に対する要望については反対であるという意見です。

もう一つは、地球温暖化対策の森林の保全は理解できますが、それを増税して対策をとっていかうとすることでは、この問題の根本解決には結びつかないという点で反対です、というものです。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番伊藤知議員。

●16番（伊藤知君） 議案第75号市有財産の無償譲渡についてですけれども、譲渡する前に地目の変更をしてから譲渡するのか審議されたかお伺いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 市川産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（市川雄次君） 地目は池沼となっておりますが、地目変更はしないというふうに伺っております。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。2番竹内睦夫議員。

●2番（竹内睦夫君） 委員長にお尋ねします。

議案第82号平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてですけれども、これはこの後の私の質問は、83号、84号、あるいは85号、ずっといろんな形にかかわっていく問題ですけれども、いわゆる不納者対策ということでございます。先般の説明では、市営住宅のいさゆる家賃の滞納というか家賃の収納率が100%というふうなことで、非常に私どももこれまでの形態からすると驚きに聞いておりました。これにはやっぱりやり方一つ、市では収納対策委員会なるものを副市長を初めとして組織されて、そういったものの対策に、対応に当たっていると。これはガス事業、水道事業みな同じことですが、どうもそこだけが突出して、ほかは旧態依然とした形で漫然とした仕方というか、やり方でやっているんじゃないかと。ましてや催告状がその期間、延期のあるに当たっていないということを知らなかったと、そういうふうな初歩的なことまで含めてですね、そこら辺を委員会としてどういうふうな、担当者のほうにお聞きしたのか、あるいは質問がなされなかったのか、そこら辺をひとつお聞きしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市川産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（市川雄次君） 先ほどの公営住宅の賃料については今の件とちょっと離れますのでお答えちょっとできませんけれども、この部分について、不納欠損についての時効の中断については、ここだけの話ですが、全体として中断の方法は、先ほど申し述べたように弁護士の方なんです、その方にアドバイスを受けた形で、まずは催告状ではなくてちゃんと督促状を一回送って、しかもそのときに誓約書をもって、で、月賦、月賦の金額は幾らかはそのとき、お互いの話し合いになると。誓約書の中に書き込むという話でしたので、そういう形によって時効を中断させて不納欠損、要するに時効が成立しないように、不納欠損にならない、しなくていいような形で進めていくというのが全体としての意思であるという話は伺っております。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。16番伊藤知一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（16番伊藤知君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（伊藤知君） それでは私のほうから、平成25年9月6日に付託の議案

の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第 77 号平成 24 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数によって認定と決しております。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。16 番伊藤知一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（16 番伊藤知君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（伊藤知君） 平成 25 年 9 月 6 日に付託になりました議案の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）については、全員賛成で可決と決しております。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第 74 号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 74 号の討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 75 号の討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号市道路線の認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 76 号の討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号平成 24 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。1 番村上次郎議員。

【1 番（村上次郎君）登壇】

●1 番（村上次郎君） 議案第 77 号平成 24 年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についてに反対の討論をします。

本決算には、耐震補強、熱回収施設建設のための生活環境影響調査、福祉・教育など、市民にとって必要かつ大事なものがほとんどで、この点では賛成であり承認するものです。

しかし、国の政策による三つの問題があります。

一つは、個人市民税の負担増があることです。子ども手当などのからみで年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮減で、にかほ市民にとって約 7,000 万円の負担増になるとされるものがあります。この 7,000 万円といえば、にかほ市の小出・院内診療所で 1 年間に入る診療収入とほぼ同じで、大変な負担です。

二つ目は、介護保険の関係です。昨年度から介護保険料が月額基準額 4,170 円から 990 円増の 5,160 円とされました。負担増の一方では、介護で働く人の報酬は昨年度から 1.2%の引き上げとされましたけれども、実質は上がっていないという状況です。また、在宅の高齢者に対しては、ヘルパーによる生活援助が 30 分以上 60 分未満だったのを、これを短くして 20 分以上 45 分未満に削ってサービス低下につながっています。

三つ目は、後期高齢者医療についてです。介護保険料と同様に後期高齢者医療費を 1 人当たりの平均で、これまでより 1,891 円増の 3 万 9,105 円とし、負担をふやしています。高齢者だけを囲い込む後期高齢者医療制度そのものに問題があります。

このように負担はふやされますが、一方では年金が減らされています。最近では物価も電気料金なども上がっていく一方です。

政府の社会保障と税の一体改革は、この上、消費税の増税も進めようとしています。各種世論調査では消費税増税への反対が半分以上になっていますが、これは当然だと思います。社会保障の財源は、大型公共事業や軍事費、政党助成金などを見直し、大企業への減税や証券優遇税をやめることです。そして、誰でも正社員として働けるような雇用を確保し、国民の所得をふやし、経済を立

て直すべきです。そのためには中小企業の支援などかなり力を入れなければいけないと思います。

以上の3点は、市の責任ではなく政府の政策ですが、決算に市民のためにはならないことも含まれておりますので指摘をしておきたいと思います。

最後は、前川象潟2号線についてです。

前年度は地質調査、詳細設計、用地測量を行うとして予算を置きましたが、そのまま今回の決算になってきました。路線建設について、文化財保護審議会では整備計画には賛成できないとしていましたし、教育委員会は十二林遺跡の自然景観に配慮することなどの条件を出していました。今、金浦インターチェンジから象潟インターチェンジまで自動車道の建設が進められており、その開通が待たれております。多額の費用がかかる前川象潟線の道路建設は、自動車道が象潟まで通り、その利用状況などを踏まえてから市民の皆さんと時間をかけてじっくり検討し、その上で判断しても遅くはないと思います。それより既設の道路や橋、防雪柵の設置、通学路の整備、排水口の整備など、やらなければならないことが多くあります。そのほうへ力を向けることも必要ではないかと考えます。

以上述べたことから本議案は残念ながら同意できません。

以上で討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第78号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 79 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 79 号の討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 80 号平成 24 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 80 号の討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 81 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 81 号の討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 82 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 82 号の討論を終わります。

これから議案第 82 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 83 号平成 24 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 83 号の討論を終わります。

これから議案第 83 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 84 号平成 24 年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 84 号の討論を終わります。

これから議案第 84 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 85 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 85 号の討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第 86 号平成 25 年度にかほ市一般会計補正予算（第 5 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 86 号の討論を終わります。

これから議案第 86 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 87 号の討論を終わります。

これから議案第 87 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号平成 25 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 88 号の討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号平成 25 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 89 号の討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号平成 25 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 90 号の討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号平成 25 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 91 号の討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号平成 25 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 92 号の討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号平成 25 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 93 号の討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 7 号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について討論を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第 7 号の討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、この採決は原案に対して行います。この陳情は原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立少数です。したがって、陳情第 7 号は、不採択とすることに決定しま

した。

日程第 22、議提第 10 号地方税財源の充実確保を求める意見書及び日程第 23、議提第 11 号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書を議題とします。

初めに、議提第 10 号について、15 番加藤照美議員の説明を求めます。15 番加藤照美議員。

【15 番（加藤照美君）登壇】

●15 番（加藤照美君） 議提第 10 号です。地方税財源の充実確保を求める意見書です。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 25 年 9 月 17 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員加藤照美、賛成者、にかほ市議会議員奥山収三、同じく佐々木正明、同じく菊地衛、同じく竹内賢、同じく竹内睦夫であります。

内容については、地方交付税の増額による一般財源総額の確保についてと、地方税源の充実確保等についてであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第 10 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 10 号の質疑を終わります。

これから議提第 10 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 10 号の討論を終わります。

これから議提第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 11 号について、14 番竹内賢議員の説明を求めます。14 番竹内賢議員。

【14 番（竹内賢君）登壇】

●14 番（竹内賢君） 議提第 11 号経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書を提出することについてであります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 25 年 9 月 18 日提出

にかほ市議会議長様

提出者、にかほ市議会議員竹内賢、賛成者、にかほ市議会議員加藤照美、同じく奥山収三、同じく竹内睦夫、同じく佐々木正明、同じく菊地衛、同じく村上次郎、同じく齋藤修市、同じく佐々木弘志であります。

経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書（案）であります。

三つの項目となっています。御一読お願いしたいと思います。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 19 日

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣であります。

よろしく申し上げます。

- 議長（佐藤文昭君） これから議提第 11 号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 11 号の質疑を終わります。

これから議提第 11 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 11 号の討論を終わります。

これから議提第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

- 議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただくことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第 25、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 25 年第 5 回にかほ市議会定例会を閉会します。

どうも大変御苦労さまでした。

午後 1 時 53 分 閉 会
